

ERI おこしやす京都支店

2019. Vol. 29



京都支店からのお知らせ

- 滋賀県からのお知らせ … P2
- 建築基準法に関するお知らせ … P3
- 建築物省エネ法(省エネ適応)に関するお知らせ … P4
- 支店からのお知らせ … P5

滋賀県からのお知らせ

滋賀県流域治水の推進に係る条例第13条に基づく浸水警戒区域の指定について

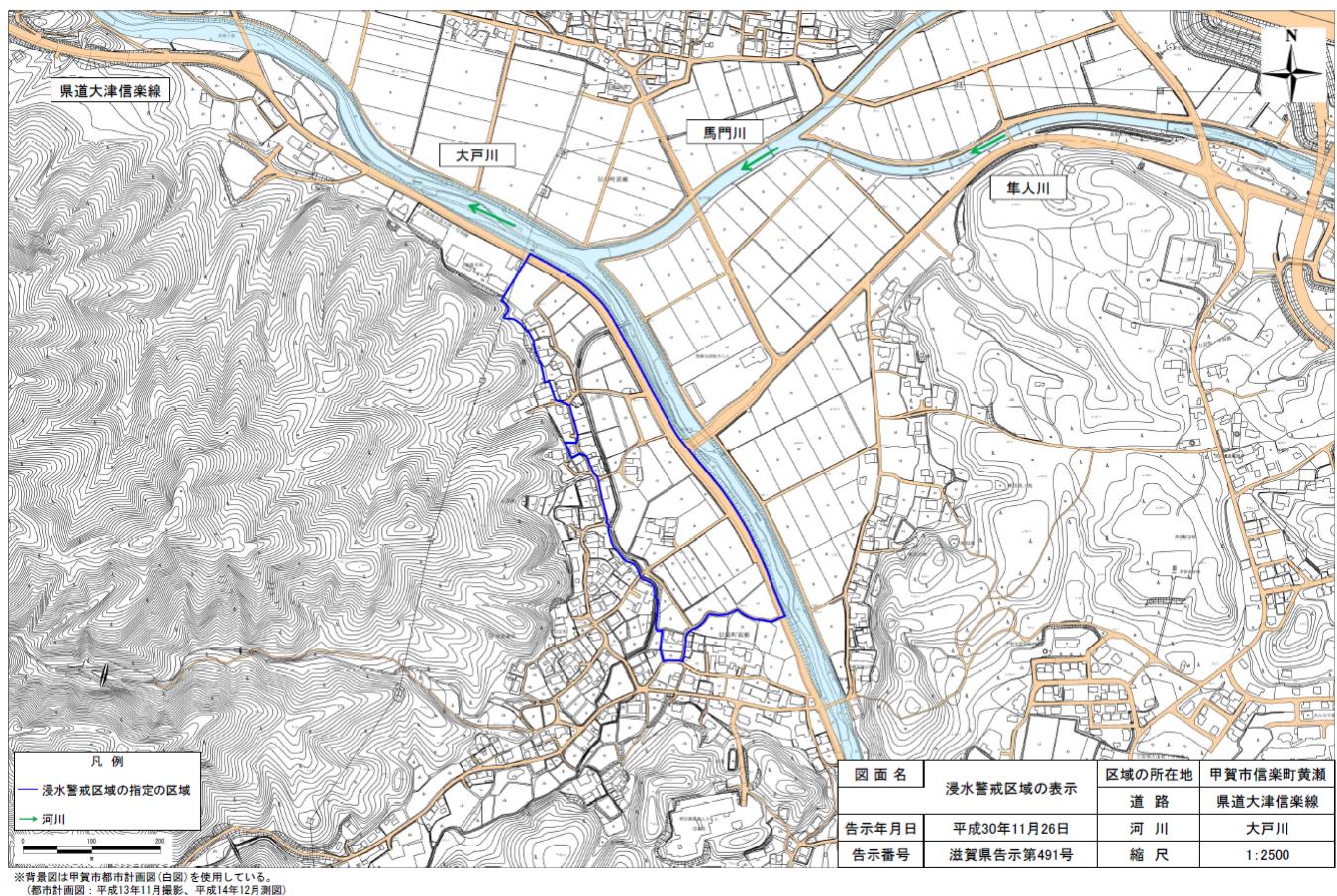
標記のことについて、平成30年11月26日付け、滋流政第114号にて流域政策局長より滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号。以下「流域治水条例」という。)第13条に基づき、浸水警戒区域の指定を行った旨の通知がありました。

流域治水条例第13条で指定された浸水警戒区域は、流域治水条例第13条第9項において、建築基準法第39条第1項の規定による『災害危険区域』となることから、浸水警戒区域内の建築計画について、ご留意ください。

なお、浸水計画区域内において流域治水条例の許可を要する建築物の建築にかかる確認申請書および完了検査申請書に添付する書類については「滋賀県建築基準法施行細則」第7条および第7条の2において規定しておりますので、あわせてご留意ください。

■新たに指定された浸水警戒区域(災害危険区域)

甲賀市信楽町黄瀬地区の一部



建築基準法に関するお知らせ

■防火設備の構造方法を定める件及び特定防火設備の構造方法を定める件の一部を改正する告示案について(概要)

1. 背景

建築基準法第2条第9号の2項及び第9号の3において、耐火建築物等の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法は、一般的な基準として告示に定める仕様か、国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないこととされています。

現在、防火設備のうち住宅等に用いる窓サッシについてはアルミ製等が主流となっているところですが、住宅等の断熱性能の向上を図る上では開口部における木製又は樹脂製の窓の使用が有効であることを踏まえ、木製又は樹脂製の窓サッシを使用した窓等について、一般的な基準として告示に定めることができるよう、技術的検証を実施した結果、一般的な基準として告示に定めることができることが確認された仕様については、防火設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1360号）を改正し、一般的な基準として追加します。

2. スケジュール(予定) 公布：平成31年1月～2月 施行：公布の日

追加仕様(案)



| 規定内容 | 鉄枠(新第5号口) | アルミ枠(新第6号) | アルミ樹脂枠(新第6号) | 樹脂枠(新第7号) | 木枠(新第8号) |
|-----------------------------|--|--|--|---|---|
| 枠材の種類 | 鉄材又は鋼材 | アルミニウム合金材 | 屋外側：アルミニウム合金材 屋内側：アルミニウム合金材 又は無可塑性化ビニル | 無可塑性化ビニル | 木材(見付け寸法40mm以上、 見込み寸法70mm以上、気乾 比重0.45以上) |
| 開閉形式 | はめごろし戸 ※網入りの場合のみ全ての開閉形式 | はめごろし戸 | はめごろし戸 | はめごろし戸 | はめごろし戸 |
| ガラスの種類 | <p>・網入り ※網入りの場合は開口部の寸法、取り付け方法等の制限はなし ・耐熱強化 ・耐熱結晶化 ・複層(網入りを用いたもの又は屋外側が耐熱強化又は耐熱結晶化、屋内側が低放射(Low-E)であるもの)</p> <p>耐熱強化：厚さ6.5mm以上、 エッジ強度250MPa以上 耐熱結晶化：厚さ5mm以上、 低放射(Low-E)：厚さ5mm以上、 垂直放射率0±0.5×10⁻⁶</p> | <p>・網入り</p> <p>・耐熱結晶化 ・複層(屋外側が網入り又は耐熱結晶化、屋内側が低放射(Low-E))</p> | <p>・耐熱結晶化 ・複層(屋外側：網入り、屋内側：低放射(Low-E))</p> | <p>・複層(屋外側：網入り、屋内側：低放射(Low-E))</p> | <p>・複層(屋外側：網入り、屋内側：低放射(Low-E))</p> |
| ガラスの種類*に応じた開口部の寸法(幅×高さ(mm)) | <p>・耐熱強化(700×1200×850～2400) ・耐熱結晶化(1000×1200×1600～2400)</p> | <p>・網入り(~800×~2250) ・耐熱結晶化(780×920×1100～1890)</p> | <p>・複層(~800×~1400)</p> | <p>・複層(~1050×~1550)</p> | |
| ※複層ガラスの場合は屋外側のガラスの種類 | | | | | |
| ガラスの取り付け方法(火災時に脱落しないこと) | <p>①取付部材により枠に堅固に取り付けること</p> <p>②枠に取付部材を固定すること</p> <p>③かかり代を設けること</p> <p>④その他</p> | <p>取付部材の材質及び厚さ</p> <p>取付部材を固定すること</p> <p>ねじ材質・長さ</p> <p>かかり代長さ</p> | <p>・鉄材又は鋼材 ・厚さ3mm以上</p> <p>・全周にわたりて間隔250mm以下で固定</p> <p>・鋼製の取付部材の場合にはアルミニウム合金製の締付に對して間隔350mm以下、1100mmにつき3箇所以上固定</p> <p>・鋼製ねじで固定</p> <p>・取付部材がアルミニウム合金製の場合…網入り又は耐熱結晶化：7mm以上 ・複層：13mm以上 ・取付部材が鋼製の場合…2mm以上</p> <p>・ガラスの下に鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたセッティングブロックを設置</p> | <p>・アルミニウム合金材又は鋼材 ・厚さ1mm以上</p> <p>・鋼材 ・厚さ1mm以上 ・樹脂製の通し材で覆うこと</p> <p>・全周にわたりて間隔200mm以下で固定</p> <p>・鋼製ねじで固定</p> <p>・取付部分におけるかかり代11mm以上</p> <p>・ガラスの下に鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたセッティングブロックを設置</p> <p>・ガラスの内部に鉄製又は鋼製の補強材を設けること</p> | <p>・鋼材 ・厚さ1mm以上 ・木製の通し材で覆うこと</p> <p>・全周にわたりて間隔150mm以下で固定</p> <p>・鋼製ねじ(埋込長さ32mm以上)で固定</p> <p>・取付部分におけるかかり代13mm以上</p> <p>・ガラスの下に鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたセッティングブロックを設置</p> |
| 取付部分の封着方法(火災時に隙間を生じないこと) | <p>①火災初期の封止材を設置すること</p> <p>②火災終期の封止材を設置すること</p> | <p>封止材の材質及び種類</p> | <p>難燃性を有するシリコーン製の ・グレイジングガスケット ・シリリング材</p> <p>・加熱膨張材(黒鉛含有エボキシ樹脂)</p> | <p>難燃性を有する塩化ビニル製又はシリコーン製の ・グレイジングガスケット ・シリリング材(取付部材がアルミニウム合金材である場合に限る)</p> <p>・加熱膨張材(黒鉛含有エボキシ樹脂)</p> | <p>難燃性を有する塩化ビニル製又はシリコーン製のグレイジングガスケット</p> <p>・加熱膨張材(黒鉛含有エボキシ樹脂)</p> |

建築物省エネ法(省エネ適判)に関するお知らせ

省エネ適判に関するよくある質問

Q 渡り廊下で接続する建築物(図1)や地階がつながっている建築物(図2)について、基準法上一棟や複数棟となる場合、省エネ適合性判定においては棟を分ける又は結合させて計算した方が合理的と考えられる場合がありますが、いかがでしょうか

A 現状のルールでは確認申請上の一棟単位での計算が必要です。
構造上の一棟のような考え方はありません。

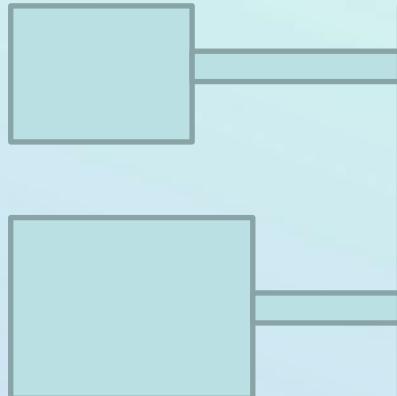


図1

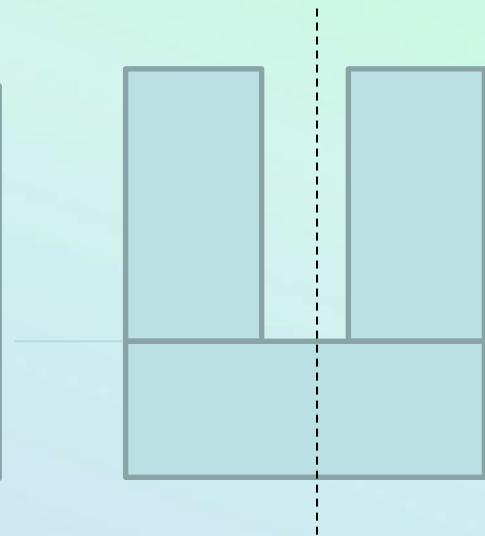


図2

Q 使用時には必ず空調設備が設置されると想定される室(テナント店舗等)について完了検査時には空調設備が設置されないため、当該室を非空調室として計算する申請が行われましたが、支障ないですか

A テナント店舗等に限らず、完了検査時点で設置されないものについては、計算に見込む必要はありません。空調設備がないのであれば、当該室は非空調室として計算することで支障ありません。
なお、計算に見込んでいない設備が、検査時に設置されている場合には、省エネ適合性判定の変更手続きが必要になるケースがあります。

支店からのお知らせ

各種ニュースは日本ERI株式会社のホームページで更新されています。

<http://www.j-eri.co.jp/>

@ERI俱楽部についてもぜひご登録をお願いいたします。

ご登録は http://www.i-eri.co.jp/ericlub/ericlub_top.html より

ご登録いただきますと本社よりメールマガジンの配信等をさせていただきます。

【編集関係】内容に対するご意見やお問い合わせ、ニュースの投稿など

E-mail: kyoto@i-eri.jp 宛にご連絡ください。

◆京都支店へお車でご来社の方は京都市営御池地下駐車場をご利用ください。

「一時間の無料駐車券」を差し上げます。

案内地図はこちらから <http://www.i-eri.co.jp/> の支店からのお知らせより

京都支店からのお知らせのページをご覧下さい。

編集・発行:日本ERI株式会社 京都支店

〒604-0847 京都市中京区烏丸通押小路上る秋野々町535番地 日土地京都ビル 2階

TEL 075-257-4663 FAX 075-211-1106 E-mail : kyoto@j-eri.jp